

恵那市東濃圏域地域生活支援拠点緊急時対応事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市東濃圏域地域生活支援拠点事業実施要綱（令和4年告示第42号。以下「拠点事業実施要綱」という。）第4条第2号に規定する緊急時の受入れ・対応（以下「緊急時対応事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び拠点事業実施要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において、「報酬告示」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）をいう。

3 この要綱において、「受入れ事業所」とは、緊急時対応事業を行う事業所として登録された拠点事業所のうち、法第5条第8項に規定する短期入所を行う者又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。

4 この要綱において、「コーディネーター」とは、緊急時対応事業を行う事業所として登録された拠点事業所のうち、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

(緊急時の定義)

第3条 緊急時とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 障がい者の介護者が死亡した場合
- (2) 障がい者の介護者が疾病に罹患し、又は受傷することにより、当該障がい者の介護ができなくなった場合（緊急時対応事業を実施する日前3日までに本号に該当することが分かっていた場合を除く。）

- (3) 火災等により、障がい者がその居住する住居で生活することができなくなった場合
- (4) 障がい者が虐待を受け、当該障がい者の生命、身体又は健康に対する急迫の危険がある場合
- (5) その他市長が緊急に障がい者の受入れを行うことが必要と認める場合

2 前項第1号から第3号までの規定について、大規模災害に起因する場合は、緊急時対応事業の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当する障がい者は、緊急時対応事業の対象としない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく疾病等により、拠点事業所での受入れが不相当と認められる場合
- (2) 入院加療又は常時の医療的ケアが必要と認められる場合
(事業内容)

第4条 市長は、緊急時対応事業の実施の検討を要する事案（以下「緊急事案」という。）が発生したときは、基幹相談支援センター及び拠点事業所と連携して、次に掲げる対応を行う。

- (1) 判定会議 緊急事案発生後速やかに基幹相談支援センターその他関係者を招集し、緊急時対応事業の適用可否の判断、コーディネーターの選定、対応方針その他必要事項に関する決定を行う。この場合において、判定会議は対面、電話その他の方法により開催するものとする。
- (2) コーディネート コーディネーターを中心に、緊急時対応事業の対象となる障がい者（以下「対象障がい者」という。）に関する情報収集、受入れ事業所又は宿泊施設の選定その他緊急時対応事業の実施のために必要な調整を行う。
- (3) 受入れ 受入れ事業所が最大7日間を限度として対象障がい者の受入れを行う。
- (4) 付添い 必要に応じて適切な者が対象障がい者に対する付添いを行う。
- (5) 送迎 緊急事案の内容に応じて適切な者が対象障がい者の送迎を行う。
- (6) 受入れ終了後の支援体制の検討 受入れ期間中にコーディネーターを中心に受入れ終了後の支援体制を検討する。この場合において、拠点事業所は、受入れ終了後の支援体制の整備が円滑に進むよう、障害福祉サービスの提供に関し積極的に協力するものとする。

2 前項の対応において、市長は、基幹相談支援センターその他関係者と連携して緊急時に適切に対応できる体制を整えるとともに、対象障がい者の居場所の確保に努め、基幹相談支援センターは、緊急時において市を支援するとともに、コーディネーターとしての対応のほか、他のコーディネーターに対する助言及び指導を行うものとする。

(報酬の請求)

第5条 拠点事業所が緊急時対応事業に係る対応を行ったときは、次の各号に掲げる報酬を、当該各号に定める手続により請求するものとする。

(1) 報酬告示に基づく報酬 岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の電子請求受付システムにより国保連に請求する。

(2) 独自報酬 東濃圏域地域生活支援拠点緊急時対応事業独自報酬請求書(別記様式)により、別表に定める報酬を市長に請求する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

独自報酬の名称	算定要件	単価
緊急時コーディネータ加算	月に4回を超えて短期入所を行う事業所における受入れのコーディネートを行った場合	5回目以降1回につき 7,000円
	共同生活援助を行う事業所における受入れのコーディネートを行った場合	1回につき 7,000円
	指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者として相談支援を行ったことのない対象障がい者について受入れのコーディネートを行った場合	1回につき 7,000円
緊急時付添加算	対象障がい者に対する付添いを行った場合	1日につき 10,000円
緊急時受入加算	対象障がい者の受入れを行った場合	1日につき 10,000円
日中対応加算	対象障がい者の日中の受入れを行った場合。ただし、受入れ事業所が短期入所又は日中サービス支援型共同生活援助を行う事業所の場合は除く。	1日につき 5,400円

送迎加算	対象障がい者の居所等と受入れ事業所等との間の送迎を行った場合。ただし、報酬告示に基づく送迎加算及び片道おおむね１キロメートル圏内の移動に係るものは除く。	片道１回につき１,８６０円
------	--	---------------

別記様式（第5条関係）

東濃圏域地域生活支援拠点
緊急時対応事業独自報酬請求書

年 月 日

恵那市長 様

請求者 所在地
名 称
代表者職・氏名
電話番号
担当者氏名
登録番号

東濃圏域地域生活支援拠点における緊急時対応事業を実施しましたので、恵那市東濃圏域地域生活支援拠点緊急時対応事業実施要綱第5条に基づき、独自報酬を請求します。

請求額 円

請求明細

利用者氏名				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
請求内訳	区分	単価	算定数	算定額
	緊急時コーディネート加算	円	回	円
	緊急時付添加算	円	日	円
	緊急時受入加算	円	日	円
	日中対応加算	円	日	円
	送迎加算	円	回	円
	合 計			円

振込先

金融機関									
種 別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									